

有期契約労働者雇用管理改善事例集



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

まえがき

いわゆる非正規労働者には、パートタイマー、派遣労働者、契約社員、嘱託等があり、近年若年層を中心に増加していますが、雇用が不安定であることや職業能力蓄積の機会がない等の問題が指摘されているところです。

こうした非正規労働者のうち、パートタイマーや派遣労働者については、それぞれの関係法令に基づいて雇用管理の改善のための措置が講じられており、また、制度の見直しが行われているところですが、一週間の所定労働時間が通常の労働者と同一の有期契約労働者（以下「フルタイムの有期契約労働者」といいます。）については、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パート法）等の適用やそれに基づく支援措置の対象として位置付けられておらず、雇用管理改善への取組が十分に行われていない状況にあります。

このため、厚生労働省では、特にフルタイムの有期契約労働者の雇用管理の改善が図られるよう、事業主が講ずべき必要な事項や配慮すべき事項をガイドラインとして示すことを目的に研究会を開催し、平成20年7月に有期契約労働者の雇用管理の改善に関する研究会報告書を作成したところです。

企業が、フルタイムの有期契約労働者を雇用している理由は、個々の企業、労働者の事情により様々であると考えられ、また、契約更新に係る判断基準や正社員登用に係る基準の設定や登用後の処遇等について、どのように設定・運用すべきかについても一概には言えず、企業においてもそのノウハウの蓄積が十分行われていないため、課題を抱えているのが実情であると考えられることから、この報告書においては、好事例の収集、普及を図ることが有意義であるとされたところです。

本事例集は、その提言を受け、フルタイムの有期契約労働者等を雇用し、正社員への登用制度等を有している事業所に対しヒアリング調査を実施し、その結果を取りまとめたものです。

本誌が、事業主をはじめ、この事例集を手にとられた皆様にとって、フルタイムの有期契約労働者の雇用管理改善に向けた取り組みの契機となり、課題解決の一助となれば、幸甚です。

また、ご多忙の中、ヒアリングにご協力いただいた事業所の関係者に心より御礼申し上げます。

平成21年7月

厚生労働省職業安定局長

太田 俊明

※執筆者（50音順）

所属・氏名		担当事例番号
京都府立大学公共政策学部准教授	奥田 香子	(1)、(14)
独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員	原 ひろみ	(4)～(6)、(8)、(11)
同	調査員 渡邊 木綿子	(2)、(3)、(7)、(9)、(10)、(12)、(13)

※1 本誌記載のデータはヒアリング（平成20年10月～12月に実施）内容に基づくものである。

※2 執筆者から提出された原稿については、編集元において、前後の文脈を踏まえ、文意を損なうことがないように留意しつつ、加筆・修正を行っている。

目 次

第Ⅰ部 有期契約労働者雇用管理改善事例

(1) A電気機械器具製造業【製造業】	3
(2) 両備ホールディングス株式会社【運輸業】	6
(3) B医薬品物流請負会社【運輸業】	11
(4) サミット株式会社【卸売・小売業】	15
(5) 株式会社東急ストア【卸売・小売業】	22
(6) 株式会社ロフト【卸売・小売業】	29
(7) C各種商品小売業【卸売・小売業】	37
(8) 藤田グリーンサービス株式会社【不動産業】	42
(9) 株式会社リンガーハット【飲食店・宿泊業】	47
(10) 株式会社吉野家【飲食店・宿泊業】	52
(11) 株式会社浦安ブライトンホテル【飲食店・宿泊業】	57
(12) 株式会社倉敷国際ホテル【飲食店・宿泊業】	64
(13) 株式会社むさし小金井自動車教習所【サービス業】	68

第Ⅱ部 その他雇用管理の改善に当たって参考となる事例

(14) 福伸電機株式会社【製造業】	73
--------------------	----